

2017年 **春** 号

笑顔と心をつなぐネットワーク 明社通信

HEARTFUL

はーとふる

連載

『これからの明るい社会づくり運動・3つの方針』活動紹介

静岡県・焼津明社

新連載 地域の絆を再生する

第1回 **よみがえれ! 閑上の浜** ゆりあげ 一宮城県名取市「ゆりりん愛護会」の挑戦

被災地レポート「わすれない、いつまでも」

第12回 **熊本地震支援活動**



連載

『これからの明るい社会づくり運動・3つの方針』

静岡県の明るい社会づくり運動焼津地区協議会（青島直久会長／以下、焼津明社）は、昨年、全国明社が主催した『全国都道府県会議』で「ティッシュの空き箱回収」の活動発表を行いました。活動の詳細を、石原十四夫事務局長にお聞きしました。〈写真提供：焼津明社〉

11

静岡県

明るい社会づくり運動

焼津地区協議会

※11は前回からの通し番号です。

活動のきっかけ

焼津明社は、発足当時から社会福祉法人焼津福祉会が運営する「生活介護ゆたか」（以下、「ゆたか」）を訪問し、外出時の車椅子の操作や所内での作業のお手伝い等を行っています。

7年ほど前に訪問した時、利用者の方がティッシュの空き箱の窓に付いているビニールを剥がす作業をしていました。ビニールを剥がせば空き箱を



総合福祉センター（写真上）内にある介護施設「生活介護ゆたか」
<http://www.yaizu-fukushikai.or.jp/facilities/yutaka.asp>

なると思ったからです。

ところが「不燃物・資源物」収集日に出たものは、全て地区の財産になり、資源物等物によつては資源回収業者に買い取ってもらい、地区の収入になるため持ち出し禁止になっています。ティッシュの空き箱を譲ってもらうには、まず自治会長や区長にティッシュの空き箱の用途を説明し、許可を得なければなりませんでした。

石原さんは、石脇上・坂本地区の区長さん、そして両地区が所属する東益津第15自治会会長さんのお宅へ何回も足を運び許可を得た後、「ボックスティッシュの空き箱を譲ってください」の文章を、2地区の約1,000世帯に回覧して貰うことになりました。

回覧した「ボックスティッシュの空き箱を譲ってください。」の文章は次の通り（原文のまま掲載）です。

日頃ゴミを出すときは細かく分別して出していると思いますが、このボックスティッシュの空箱は、中のビニールを剥がして雑紙に出すか、中のビニールを剥がすのは面倒だからそのまま燃えるゴミに出すか、の何れかだと思います。

- 実は、この空箱のビニールを剥がす作業は
- ①身体障がい者の訓練・リハビリに役立っています。
 - ②身体障がい者が社会に貢献したことになります。
 - ③施設へ若干の収入につながると思います。
- 又、量が増えリサイクル業者へ出せば
- 以上の事をご理解頂き、ご協力をお願い致します。
- 空箱は不燃物収集日に（収集場所へ）持って来て下さい。
- この空箱は総合福祉会館内「生活介護 ゆたか」へ届けます。



尚、空箱はそのままの形でも結構ですが左写真の様な形にして頂くことを希望します。

（嵩張らず、運搬・保管が楽になるため）紙・ビニール袋に入れるか、紐で縛って出して下さい。

明るい社会づくり運動焼津地区協議会 問合せ先 TEL 627-6422

これが2009年4月のこと。そして、翌月から「ティッシュの空き箱」の回収が始まりました。

2年後の2011年度からは、焼津明社が「ティッシュの空き箱回収」を行っていることを知った、焼津市ボランティア連絡協議会に加盟しているボランティア団体も協力してくれることになり、回収できる空き箱の量も格段に増えました。そこで、「ゆたか」だけではなく「虹の家」にも届けることにしました。

いまでは、石脇・坂本地区の公会堂にダンボール用と雑紙用のパレティーナが常時置いてあり、ティッシュの空き箱をいつでも入れることが出来るようになっていて、地区の役員さんが雑紙用パレティーナに入っていたティッシュ空き箱のみ別途保管して、不燃物・資源物収集日に出してくれています。

また役員さんが市内の保養所にダンボールをもらに行った時、一緒にティッシュの空き箱ももらって来るなど、空き箱の回収が日常的になっています。

このように多くの人の協力を得て、ティッシュの空き箱回収は続いています。

ティッシュの空き箱回収の手順

①月1回の「不燃物・資源物」収集日の朝5時半ごろから6時までに、約4・5kmの範囲内に有る8か所の収集場所にティッシュの空き箱を入れるビニール袋を配り、8時になったら8か所のビニール袋を回収。異物や汚れのひどい物はないか収集場所毎にチェックし、数量を記録。

回収の呼びかけ

焼津市では「生ゴミ・燃やすゴミ」の収集日は週2回、「プラマークのついたプラスチック容器」の収集日は週1回、「不燃物・リサイクル出来る資源物」収集日は月1回となっています。

ティッシュの空き箱はビニール付きだと「燃やすゴミ」になり、ビニールを剥がせば「リサイクル出来る資源物」になります。そこで石原さんは、自分が住む石脇上地区と隣の坂本地区の人たちに、本来なら「燃えるゴミ」となるビニールを剥がしてない空き箱を、そのまま「不燃物・資源物」収集日に出して貰ったらどうだろうかと考えました。

この2地区なら、住んでいる人たちのこともよく知っているし、回収作業も自分一人でなんとか

よみがえれ！ 閑上の浜

— 宮城県名取市「ゆりりん愛護会」の挑戦 —

「クロマツの林が続き、ハマボウフウが自生した懐かしい風景を呼び戻そう」と、2006年から宮城県名取市閑上で海岸林の再生に取り組む市民団体「ゆりりん愛護会」。地域の人たちが植えたクロマツを根こそぎ奪ったのは、東日本大震災の津波でした。試練に耐え、海岸林と「住民の絆」の再生に尽力する大橋信彦代表に、その志をお聞きました。〈写真提供：ゆりりん愛護会〉



東京で定年退職し、家族の待つ名取市閑上に戻りました。その前年、後輩が閑上の浜でハマボウフウを見つけました。子どもの頃の美しい海岸の風景をよみがえらせようと「名取ハマボウフウの会」を立ち上げ、以来、この希少な海浜植物の保護に取り組んだのです。

1995年につづき2003年に起きた二度目の海岸林火災を契機に、焼失地に海岸林を再生しようと宮城県仙台台地方振興事務所に労力の提供を申し出ました。そして、小中学校3校と父母教師会、閑上地区町内会、環境系NPO、県と名取市の林業担当部署と関係機関、教育委員会の各代表による「環境学習林創造モデル事業運営会議」が組織され、「名取ハマボウフウの会」代表の私が議長に推挙されました。官学民協働による海岸林再生事業がスタートしたのです。

この組織が発展的に解消され、2006年、地域住民と学校の代表者で構成する新組織「ゆりりん愛護会」が創設されました。会の名称

前身は官学民の協働組織

仙台湾沿岸の海岸林は「1600（慶長5）年、仙台藩祖・伊達正宗公が家臣に命じて造成を行ったのが始まり」とされ、以来400年以上にわたって潮風や飛砂の被害を防ぐ海岸防災林として、地域の人々に守り育てられてきました。

仙台湾の閑上海岸で、県の絶滅危惧種に指定される海浜植物ハマボウフウの保護活動に、大橋さんが取り組みはじめたのは2001年のことでした。

2年後、不審火がもとで閑上の海岸林が焼失したことを知ると、大橋さんは宮城県に働きかけ、クロマツをはじめとする樹木の苗8種1,300本を植えて育てる官民共同の事業がスタートしました。



【ハマボウフウ】（浜防風）
セリ科ハマボウフウ属の一種で、海岸の砂地に自生する多年草。

② ボランティア連絡会（以下、略称の「V連」）が集めた空き箱は、以前はV連の会合時に各グループの代表者が持つて来たり、社協事務所から鍵を借りてV連が借りているロッカーに入れるなどしていましたが、その後、社協から無施錠の「ティッシュ空き箱専用」のロッカーを借りることができ、平日・休日昼夜を問わず常時このロッカーに入れることが出来るようになりました。

こうして集まった空き箱は、V連の会合時や福祉会館の前を通った時等に回収し、大きな毎に仕分けし、紙袋に満杯になるまで入れ持ち帰り、それを入所者が作業しやすいように、箱の裏側両端からそれぞれ三分の一のところに切れ込みを入れ、真ん中だけを残した状態で「ゆたか」「虹の家」へ届けます。

③ 受け取ったティッシュの空き箱のビニールを剥がす作業は、「ゆたか」「虹の家」の入所者の日常の作業となっています。

ビニールを剥がしたティッシュの空き箱は「リサイクル出来る資源物」の雑紙として資源回収業者に買い取って貰い、若干の収入になっています。

今後について

今後について、石原さんは「現在V連の回収数は、地域の2倍近い量になっています。これまで焼津明社の活動に賛同する形でV連に協力してもらっていましたが、今後はV連が主体となる方向で良いのでは」と考えています。焼津明社はV連のメンバーとして回収に協力する形になりますが、

それも自然の流れだと思っています。」と話してくださいました。



服部副会長（左）と石原事務局長（右）

お話を伺って

焼津明社（静岡県焼津市）

会長：青島直久
発足：1982（昭和57）年
会員：236人
活動：交通安全対策事業「黄色い安全バッグ」の贈呈（4月）、心身障がい児・者施設「ゆたか」での作業介助（月2回水曜日2～3人）、福祉まつり、ティッシュ空き箱回収

これからの明るい社会づくり運動・3つの方針

— 2014年の『全国都道府県会議』で発表した、本運動がこれから目指していく具体的な3つの方針 —

- 1 地域のために活動している諸団体と連携し一緒に活動を行い、身近な問題に取り組む市民運動として展開していく。
- 2 行政等の実施する地域活動や催事に積極的に参加し、行政との信頼関係を築いていく。
- 3 地域に合ったさまざまな活動をきっかけに、地域社会に貢献したいという願いをもった個人・団体へ積極的に呼びかけ、善意の実践の場を提供していく。

これら方針に基づく活動を今後も紹介していきます。